

●被保険者が死亡した場合の保障内容

据置運用期間中	年金支払期間中
死亡給付金 つぎのいずれか大きい金額をお支払いします。 *死亡日の年金支払保証総額 *死亡日の積立金額	死亡一時金 つぎのいずれか大きい金額をお支払いします。 *死亡日の年金支払保証総額 *死亡日の積立金額

●年金の継続支払について

年金支払期間中に被保険者が死亡した場合、年金受取人（被保険者と年金受取人が同一の場合はその相続人）のお申し出により、死亡一時金のお支払いにかえて、特別勘定で運用する年金の継続支払をご選択いただけます。

※死亡給付金などの支払事由に該当し、死亡給付金などが支払われた場合には、ご契約は消滅します。

<p>▲ つぎのような場合には、死亡給付金などをお支払いいたしません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺などの免責事由に該当した場合 保険契約者、受取人がこの保険契約の死亡給付金などを詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたときなど、重大な事由により保険契約が解除された場合 保険契約の締結に際して保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に詐欺の行為があり、保険契約が取消となった場合 保険契約締結の状況、保険契約成立後の死亡給付金などの請求状況などから判断して、保険契約者が死亡給付金などの不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められ、保険契約が無効になった場合 告知していただいた内容が事実と相違したため、保険契約が解除された場合 <p>※支払事由が発生する事象、ご請求手続、死亡給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については「ご契約のしおり/約款」に記載しておりますので、ご確認ください。</p>
--

④引き受け条件

	条件
被保険者契約年齢	0～75歳（満年齢）
保険料のお取り扱い	1被保険者あたり400万円以上5億円以下（1円単位） ※マニュアル生命で変額個人年金保険のご契約がある場合は、合算して5億円を超えることができません。
保険料の払込方法	一時払のみ
年金受取人	契約者または被保険者
告知	申込時に書面で職業について正しくお知らせください。
保障の責任開始日	マニュアル生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日にさかのぼり、ご契約上の責任を負い、責任開始の日を契約日とします。
クーリング・オフ	クーリング・オフ（お申し込みの撤回・保険契約の解除）制度の対象です。 お申し込み後、ご納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日から申込日を含めて8日以内であれば、マニュアル生命への書面（封書）により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合にはお申し込みいただいた金額を全額お返しします。

基本保険金額（一時払保険料）・プラン・年金支払期間等、ご契約の具体的な内容については、「申込書」に記入していただけますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑤特約について

この商品には以下の特約を付加することができます。

●指定代理請求特約

年金受取人が被保険者の場合で、年金受取人が傷害または疾病により、年金を請求する意思表示ができない等の事情により年金を請求できないときに、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。

年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、つぎの方のうちお1人を指定代理請求人としてご指定いただけます。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者の直系血族

※指定代理請求人は、年金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。

※ご契約者が法人の場合、付加することはできません。

●新後継年金受取人指定特約

年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合、あらかじめご指定いただいた後継年金受取人を新たな年金受取人として、その後の年金をお支払いします。

年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。

年金受取人が被保険者の場合、年金支払開始日以後に被保険者がお亡くなりになった際のお支払いは、後継年金受取人につぎのいずれかをご選択いただけます。

- ・死亡一時金
- ・年金の継続支払

●遺族年金特約

据置運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金とし、死亡給付金受取人に年金（一般勘定年金）をお支払いします。

被保険者生存時はご契約者の、被保険者がお亡くなりになった後（死亡給付金をお支払いする前）は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。死亡給付金をお支払いした後に付加することはできません。

年金種類は確定年金（5年・10年・15年・20年・25年・30年）です。

※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率等）により計算されます。ご契約時には、将来お受け取りいただく年金額は定まっておられません。

※遺族年金の年金額が5万円未満となる場合、遺族年金のお取り扱いはできません。

※遺族年金の年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める基礎率等（予定利率等）により計算された年金基金を超える部分については、当該部分を一時金で遺族年金の年金受取人にお支払いします。

⑥配当金に関する事項

配当金はありません。ただし、遺族年金の年金支払期間中は5年ごとに利差配当*を行いません。

*年金基金についてはマニュアル生命が運用を行ない、その運用成果（利差）により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし、運用実績によっては配当金がない場合があります。

⑦解約返戻金に関する事項

●据置運用期間中または年金支払期間中にご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いします。なお、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。

●据置運用期間中にご契約を一部解約*した場合、解約返戻金をお支払いします。ただし、ご契約を一部解約した場合、年金総額の最低保証はありません。

*年金支払期間中は一部解約のお取り扱いがありません。また、一部解約後の年金支払保証総額が100万円未満となる場合、一部解約はできません。

●解約計算基準日（マニュアル生命が解約のご請求を受け付けた日の翌営業日）が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額になります。

●特別勘定への繰入日以後、解約返戻金額は解約計算基準日における積立金額です。

▲解約返戻金は特別勘定の運用実績によって毎日変動します。解約返戻金には最低保証がありませんので、以下の場合は一時払保険料を下回ることがあります。

- ・据置運用期間中の解約
- ・年金支払期間中の解約（解約返戻金とそれまでの年金の累計額との合計額）

▲ご契約を一部解約した場合、積立金額および基本保険金額は減額され、その割合に応じて年金支払保証総額も減額されます。